

止めよう! 変形労働制 111

変形労働制規則等について、道教委と1回目の交渉②

個々の事情を斟酌し、一方的に適用しない 小中学校も含めて、相談体制の整備を検討

● 個々の事情に対する配慮、相談窓口の設置について質問

道教委が示した人事委員会規則案には、対象職員の決定について、「全ての教育職員に対して画一的に適用するのではなく、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者」については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるよう配慮すること」とされています。

交渉では、①「その他特別の配慮を要する者」とは、様々な個々の事情が考えられるが、どのような事情でも十分に事情を酌み取り、強制しないということによいか、また、②管理職が個々の職員の意向に沿わない制度適用をした場合の相談窓口の設置について、質問しました。



《道教委の回答》

- ①本制度の適用に当たって配慮が必要と考えられるその他の教育職員についても、校長は対話を行い、個々の事情などをよく酌み取る必要があるであり、本制度を教育職員に対し一方的に適用するものではない。
- ②既設の相談窓口の活用も含め、道立学校職員を対象とした相談窓口の設置について検討してまいる。また、市町村立学校職員からの相談については、本制度を導入する市町村教育委員会に対し、所管する学校職員からの相談を受け付ける体制を整備するよう周知するとともに、それでも解決しない場合にあつては、道教委の相談窓口にも相談できる体制となるよう検討してまいる。

● 本人の意に沿わない適用はできない、意に沿わない適用への相談体制も整備

どのような事情であっても、校長が個々の事情をよく酌み取り、一方的に適用するものではないということですから、それぞれの教員には様々な事情があるのであり、本人の納得がないままでの導入はできないということ、明確に確認しました。これは、都道府県ごとに整備する人事委員会規則の規定ですから、市町村立学校についても、一方的な適用はできないということです。

それでもなお、管理職が本人の意向に沿わない適用をした場合、市町村立学校職員にも対応する相談窓口の設置も約束させました。

一定、道教委の要求を認めさせましたが、それでも、1日8時間労働の大原則を壊す制度の問題の本質は変わるものではありません。引き続き、制度導入の見送りを求めています。